

固定資産税 償却資産申告の手引き

申告書の提出期限は毎年1月31日(土・日・祝日の場合は翌日)です。

日頃、税務行政にご理解、
ご協力いただきまして、
ありがとうございます。

申告対象となる資産について
参考にしてください。



胎内市観光大使
やらにゃん

お問い合わせ先

胎内市役所 税務課 資産税係
〒959-2693
胎内市新和町2番10号
TEL0254-43-6111(代表)

郵送でご提出される場合は、下の部分を切り取り、
封筒に貼り付けてご利用ください。
(切手の貼付が必要になります)

〒959-2693
新潟県胎内市新和町2番10号
胎内市役所 税務課
資産税係 行
(償却資産申告書在中)

目次

I	償却資産・申告対象の資産について	
1	償却資産とは	3
2	申告の対象となる資産	3
3	申告の対象とならない資産	4
4	業種別の主な償却資産	5
5	「家屋」と「償却資産」の区分	6
6	「土地」と「償却資産」の区分	8
7	課税対象となる車両について	8
8	農耕作業用自動車のアタッチメントについて	8
9	リース資産（借用資産）について	9
10	少額資産の取り扱いについて	9
11	消費税について	9
12	国税との主な違い	10
13	中古資産の耐用年数について	10
II	申告の方法と提出書類	
1	申告していただく方	11
2	提出書類	11
3	提出先	12
4	提出期間	12
5	課税標準額の特例	12
6	非課税となる場合について	12
7	減免となる場合について	12
8	申告をしない方、虚偽の申告をした方	13
9	実地調査のお願い	13
10	過年度への遡及について	13

I 償却資産・申告対象の資産について

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地家屋以外の有形の固定資産です。

法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的には、構築物、機械、工具、器具、備品等をいいます。

(一例)

資産の種類	資産の名称
構築物	舗装路面、外構工事、外灯、緑化設備、煙突、門、フェンス、庭園、広告塔、消雪設備、野立看板、側溝、簡易間仕切り、自転車置場、基礎のないプレハブ、受変電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引込設備、可動間仕切り 等
機械装置	太陽光発電設備、クリーニング設備、工作機械、製造機械設備、土木建設機械（ブルドーザ、パワーショベル等） 等
船舶	ボート、漁船 等
航空機	飛行機、ヘリコプター 等
車両及び運搬具	大型特殊車両（フォークリフト等）、台車 等
工具器具備品	机、椅子、ロッカー、パソコン、コピー機、ルームエアコン、医療器具、利用器具 等

2 申告の対象となる資産

1月1日現在、胎内市内にある（胎内市内で所有している）事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当する物です（土地家屋以外）。

- ア 税務会計上固定資産に計上し、減価償却の対象となる資産
- イ 建設仮勘定で経理されている資産
- ウ 決算期以降に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- エ 簿外資産（帳簿に記載されていない資産）
- オ 償却済資産（減価償却が終わった資産、耐用年数を経過した資産）
- カ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- キ 未稼働資産（使用する予定があるが、未だ稼働していない資産）
- ク 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず申告してください） ⇒ P8 参照
- ケ リース資産で契約内容が割賦販売と同等である資産 ⇒ P9 参照

- コ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却を行っている資産（中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産）
- サ 福利厚生用に供している資産（住宅、宿舍、寮等、直接的には営利に使用していない従業員の福利厚生施設の器具備品等）
- シ 資本的支出、改良費（資産本体の取得価額と別に価格を記載してください。合算して記載しないでください）
- ス 美術品等（減価償却資産の対象となる資産 下記「う」に含まれないもの）
- セ 生物（観賞用・興行用）
- ソ 少額資産（通常に減価償却したもの） ⇒ P9 参照

※「事業の用に供する」とは

償却資産における「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。営利または収益を得ることを直接の目的とする必要はありません。したがって、法人税法や所得税法で非課税とされている法人または個人についても、固定資産の課税の対象となる資産を所有している場合は、申告の義務があります。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

3 申告の対象とならない資産

次のいずれかに該当する資産は、上記1に該当する場合であっても固定資産税の課税の対象外となりますので、申告の必要はありません。

- あ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、営業権、電話加入権等）
- い 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（無登録のものも含まれます） ⇒P8 参照
※農耕作業用トラクターは申告しないでください。軽自動車税の課税対象です。
- う 美術品等（非減価償却資産となるもので、書画、骨董等で希少価値を有し代替性のないもの）
- え 生物（観賞用・興行用のものは申告してください）
- お 繰越資産（創立費、開業費、開発費等）
- か 平成20年（2008年）4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価額が20万円未満の資産 ⇒ P9 参照
- さ 少額資産（損金・必要経費に算入したもの） ⇒ P9 参照

4 業種別の主な償却資産（一例）

業種	主な償却資産の例
各業種共通のもの	駐車場設備、消雪設備、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
不動産貸付業	太陽光発電設備、ライン引き、車止め、屋外給排水設備、外灯、物置、自転車置場、ガス・上下水道の埋設管、ゴミ置き場、集合郵便受け等
農林業	ビニールハウス、籾摺機、乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
製造業等 工場	旋盤、ボール盤、プレス等、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等の大型自動車、ポータブル発電機、コンリートカッター、ミキサー、ポンプ等
小売業	陳列棚、陳列ケース、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、日よけ等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内窓商品等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール放送設備、給排水設備等
理容業 美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
医院 歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす、歯科診療ユニット等
製菓業 製パン業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、剪断機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売店	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
ゴルフ場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等

5 「家屋」と「償却資産」の区分

(1) 建物付属設備の家屋と償却資産の区分について

ア 償却資産（申告するもの）

単に移動を防止する程度に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの。エアコン、屋外給排水設備等のことで、**申告が必要**です。

イ 家屋（申告しないもの）

家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など。

※ イについて、借主が借家に取り付けた場合（特定付帯設備といいます。下記(3)参照）は、償却資産となり借主の方からの申告が必要です。

(2) 特定の生産または業務用の設備の取り扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水管、給排水設備、油配管、エアー設備、照明設備等およびその附属設備は、償却資産に該当します。

申告が必要です。

※ 事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋に該当します。申告不要です。

(3) 借家に賃借人（テナントの方）が取り付けした特定付帯設備について

特定付帯設備とは、借家などを借り受けて事業されている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備や外壁、内壁、天井、床などの仕上及び建具、配線・配管等のことをいいます。

特定付帯設備は、賃借人（借主、テナントの方）が**申告する必要**があります。

家屋と償却資産の区分について

○：申告が必要です

種類	分類	内容	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	✓		
電気設備	受変電設備	設備一式		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	電灯照明設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式		✓	
	電力引込工事	引込工事		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		✓	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		上記以外の設備（配線・配管等）		✓	
	LAN 設備	設備一式		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
		上記以外の設備（配線・配管等）		✓	
	インターホン設備	集合玄関機等		✓	
	避雷設備	設備一式		✓	
火災報知設備	設備一式		✓		
ナースコール設備	設備一式		✓		
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外の設備	✓		
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）			○
		中央紙器給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		✓	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		✓	
	衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）		✓	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		✓		
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型・ウインド型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外の設備	✓		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備		✓	
その他の 設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○	
		エレベーター、エスカレーター等	✓※		
	暖房設備	事業用の設備一式（飲食店、病院等）			○
		上記以外の設備		✓	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式（クリーニング店、病院等）			○
上記以外の設備（洗濯流し等）			✓		
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○	

※一般的な区分の例示です。

✓：賃借人（テナントの方）が借家に取り付けた場合は申告が必要です（エレベーター等を除く）

6 「土地」と「償却資産」の区分

- (1) 駐車場、工場の構内、作業広場等の舗装部分は、一般的に償却資産に該当します。
申告が必要です。
- (2) 土地に定着する岸壁、橋、軌道（枕木、砂利等を含む）、貯水池、煙突等は一般的に償却資産に該当します。**申告が必要**です。

7 課税対象となる車両について

大型特殊自動車は償却資産に該当します。**申告が必要**です。

ナンバープレートの取得の有無に関わらず（運輸局での登録の有無に関わらず）、すべて申告してください。

- (1) 一般用・建設用

ショベルローダ、フォークリフト等

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①最高速度が 15km/h を超える | → 申告が必要 です |
| ②長さが 4.7m を超える | → 申告が必要 です |
| ③幅が 1.7m を超える | → 申告が必要 です |
| ④高さが 2.8m を超える | → 申告が必要 です |
| ⑤上記①～④のどれにも当てはまらない | → 申告不要 |

※⑤は軽自動車の登録が必要です（公道走行の有無にかかわらず）。

- (2) 農耕作業用

トラクター、田植機、コンバイン等

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| ①歩行型・手押し型のもの（乗用装置がついていないもの） | → 申告が必要 です |
| ②乗用装置がついていて、最高速度が 35km/h 以上 | → 申告が必要 です |
| ③乗用装置がついていて、35km/h を超えない（34km/h 以下） | → 申告不要 |

※③は軽自動車の登録が必要です（公道走行の有無にかかわらず）。

- (3) ポール・トレーラおよび国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
すべて**申告が必要**です。

※参考 大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車でナンバープレートを取得している場合の分類番号は次の通りです。

- ・建設機械 「0」、「00～09」、「000～099」
- ・建設機械以外のもの 「9」、「90～99」、「900～999」

8 農耕作業用自動車のアタッチメントについて

その資産（アタッチメント等）が、経理上、車両（自動車）として経理されていない場合は申告が必要です。

車両として経理されている場合は申告不要です。

9 リース資産(借用資産)について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、資産を借りている方が申告する場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 (期間満了と同時に資産が回収されるような場合)	申告不要	申告が必要です(※)
実際の売買に当たるようなリース契約の資産 (所有権留保付割賦販売等の、 リース期間満了後に資産が使用者の所有物になるような場合)	申告が必要です	申告不要

※所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産については、所有者(貸主)が当該資産を取得した時の価額が20万円未満である場合、償却資産(固定資産税)の申告は不要です。

10 少額資産の取り扱いについて

少額資産の申告の要否は次のとおりです。

- (1) 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満のもの
 - ① 国税(法人税・所得税)で一時に損金(必要経費)に算入 → 申告不要
 - ② 国税で毎年、減価償却する(個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っている) → **申告が必要です**

- (2) 取得価額が10万円以上20万円未満のもの
 - ① 国税で一括償却して3年で損金(必要経費)に算入(一括償却) → 申告不要
 - ② 国税で毎年、減価償却する → **申告が必要です**

- (3) 租税特別措置法を適用して取得した30万円未満のもの
申告が必要です。

11 消費税について

法人税または所得税の会計処理によります。

税抜き経理方式を採用している場合は、消費税を含まない金額が取得価額です。

税込経理方式を採用している場合は、消費税を含んだ金額を記載してください。

12 国税との主な違い

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない 補助金等の額などを含めた取得価額で申告	認めている
特別償却・割増償却 （租税法特別措置法）	認めていない 適正な時価で申告	認めている
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認めていない 申告が必要	認めている
増加償却	認めている 税務署への届出書（写）の添付が必要	認めている
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改良費 （資本的支出）	区分評価 本体と改良費はわけて申告	原則区分評価

※ 固定資産税においては、「取得価額1円」という記載はありません。

13 中古資産の耐用年数について

簡便法による耐用年数の計算は次のとおりです。

- (1) 法定耐用年数の**全部**を経過した場合
→ 法定耐用年数 × 0.2
- (2) 法定耐用年数の**一部**を経過した場合
→ (法定耐用年数－経過年数) + (経過年数×0.2)

※ 計算した結果、1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた年数になります。計算した年数が2年に満たない場合は、耐用年数は2年となります。

- 例 (1) 農業用の機械（法定耐用年数7年）で、8年経った中古資産
 $7年 \times 0.2 = 1.4年 \rightarrow$ 耐用年数は2年
- (2) 農業用の機械で、3年経った中古資産
 $(7年 - 3年) + (3年 \times 0.2) = 5.4年 \rightarrow$ 耐用年数は5年

※中古資産を事業用の用に供するために支出した資本的支出の金額が、その中古資産の再取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、法定耐用年数を適用します。簡便法により使用可能期間を算出することはできません。

II 申告の方法と提出書類

1 申告していただく方

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方です。

また、前年中に事業廃止等により、申告すべき資産がなくなった場合についても、資産を除却等した旨、事業廃止等の日付を記載のうえ申告をお願いします。

資産の増加または減少した資産がない場合も申告が必要です。償却資産申告書と種類別明細書を提出してください。

申告すべき資産がない場合も、その旨を記載のうえ申告してください。

2 提出書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ・ 償却資産申告書
- ・ 種類別明細書

申告対象者		提出書類				注意事項
		償却資産 申告書	種類別明細書			
			一覧	増加用	減少用	
初めて申告 する方	申告する資産 あり	○	○	○		一覧と増加用の内容が重複 する場合は一覧のみ
	申告する資産 なし	○				備考欄の「該当資産なし」に ○をつける
申告したこ とがある方	資産の増減 なし	○	○			備考欄の「増加減少なし」に ○をつける
	増加だけした	○	○	○		増加資産を記入
	減少だけした	○	○		○	減少用を提出するか、一覧 の減少資産に線を引く
	増減した	○	○	○	○	増加減少それぞれわかるよ うに記入
	廃業等した	○	○		○	備考欄に廃業等の旨記入 し、廃業とした日を記入

(2) 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ① 課税標準の特例該当資産を取得した場合・・・特例適用申請書、事実を証明する書類（写）
- ② 非課税該当資産を取得した場合・・・非課税適用申請書
- ③ 短縮耐用年数を適用する場合・・・国税局長の承認通知書（写）
- ④ 増加償却をする場合・・・税務署長への届出書（写）

3 提出先

胎内市役所税務課（資産税係）または黒川庁舎市民サービス窓口へ提出してください。

申告書に押印したものの控えが必要な方は、申告書のコピー等控えとなるものを用意してください。

郵送で返送を希望する方は、切手を貼付し返送先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。同封のない場合は、返送できません。

4 提出期間

提出期間は毎年1月4日～1月31日（土・日・祝日の場合はその翌日）です。

提出期限間近になると窓口が混雑しますので、1月25日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに提出いただきますようご協力をお願いします。

5 課税標準額の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条に規定されている資産については、課税標準額の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

提出書類

- ・ 課税標準額の特例に関する申告書
- ・ 種類別明細書
- ・ 特例該当資産であることを証明する書類（写）

6 非課税となる場合について

地方税法第348条および同法附則第14条に規定されている資産については非課税となります。

提出書類

- ・ 非課税申告書
- ・ 非課税に該当する事業の用に供することがわかる書類（認可・指定通知等）
- ・ 償却資産申告書
- ・ 種類別明細書

※非課税資産についても他の資産と同様に毎年申告していただく必要があります。

7 減免となる場合について

地方税法第347条の規定に基づき、胎内市税条例第59条に定める償却資産は、納税義務者からの申請があった場合、固定資産税が減免されます（例えば、天災や火災により、償却資産に損害を受け、その損害の程度が一定以上のもの）。

必要書類等について、税務課資産税係にお問い合わせください。

8 申告をしない方、虚偽の申告をした方

不申告、虚偽の申告が確認された場合や申告漏れの場合には地方税法第 368 条の規定により、不足税額の追徴のほか、その不足税額に対する延滞金を加算して徴収することとなっています。

また、この申告は法律によって義務付けられているもので、正当な理由なく申告されなかったり、虚偽の申告をされたりした場合は、地方税法第 385 条および第 386 条、ならびに胎内市税条例第 63 条の規定により過料または罰金等を科されることがあります。

9 実地調査のお願い

地方税法第 353 条および第 408 条に基づき、償却資産の実地調査を行う場合があります。

申告内容の確認のために「固定資産台帳」または「減価償却費計算（明細）書」の写しの提出をお願いする場合や、市の職員が事務所等へ伺い、必要に応じて現物を確認させていただいたりすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否された場合は、地方税法第 354 条の規定により罰金等が科されます。

また、調査等に伴い、修正申告をお願いすることがあります、その場合の修正年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、ご了承ください。

10 過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の課税については、申告のあった年度だけでなく、資産を取得した翌年度まで遡及して課税する場合があります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最長で 5 年を限度としています。